

契約保証金免除申請に係る契約履行実績について

(委託業務(建設コンサルタント業務等を除く。))

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請するに当たっては、国又は地方公共団体(注1)と種類及び規模をほぼ同じくする(注2)契約履行実績を、2件以上必要とします。

1 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

(1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が12か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約

- ① 契約を締結した状態にあること。(契約締結日は属していなくてもよい。)
 - ② 履行期間(※1)が12か月以上属していること。(契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。)(※2)
- (※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)
 (※2) 契約を締結しようとする日までに12か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は契約規則第31条各号(3号を除く。))による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、上記(1)を除く契約

- ① 契約締結日が属していること。
 - ② 契約期間又は履行期間(※1)がすべて属していること。(※2)
- (※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)
 (※2) 契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は契約規則第31条各号(3号を除く。))による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(注1) 「国又は地方公共団体」について

国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。)とします。なお、公益的法人の契約は契約履行実績の対象とはなりません。

(注2) 「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○ 「種類をほぼ同じくする」とは

物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条(資格の決定等)に係る別表第2中の登録種目と同名又は同種のものとする。

○ 「規模をほぼ同じくする」とは

契約額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。)の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとする。

契約方法による区分

			実績の対象とする契約		
			上記(1)の契約		上記(2)の契約
			契約額が総額又は単価表示	契約額が月額表示	
締結しようとする契約	履行期間が12か月以上の長期継続契約 又は債務負担行為に係る契約	契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。
		契約額が月額表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約	実績の対象とする契約の契約額(※)(長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(長期継続契約の場合は、12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	

※ 単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

2 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、**本局**において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、指名停止措置等を行うことがあります。